

## 地方消費税交付金(社会保障財源化分)の使途の明確化について

平成26年4月1日からの消費税率の引き上げに伴い、増収となった地方消費税交付金(社会保障財源化分)については、全て社会保障施策に充てることとされています。

平成30年度決算における社会保障関係経費の状況は、次のとおりです。

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

		経 費	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国(県) 支出金	村債	その他	引上げ分の 地方消費税 (社会保障財源 化分の市町村 交付金)	その他
民 生 費	社会福祉費	2,150,185	1,118,972	0	47,661	106,328	877,224
	老人福祉費	999,432	61,555	0	136,504	86,634	714,739
	児童福祉費	2,672,954	1,589,430	0	222,256	93,109	768,159
合計		5,822,571	2,769,957	0	406,421	286,071	2,360,122

※普通会計決算統計数値となっております。